

SEINENH©RITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°642
2024.8.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 日本で初めて間接差別を認めた画期的判決…………… 平井康太
埼玉安保法制違憲国賠訴訟の弁護士の取り組みと再戦について…………… 伊須慎一郎
「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟、提訴のご報告…………… 小林哲也
学会会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める訴訟について…………… 辻田 航
司法修習生フォーラム (旧七月集会) のご案内とご支援のお願い
- 〈シリーズ：憲法と私⑱〉
憲法一九条と私…………… 今田史明
- 【議長トーク】
「第1回学生セミナーの大成功」…………… 笹山尚人



新潟

埼玉安保法制違憲国賠訴訟の 弁護士の取り組みと再戦について

埼玉 伊須慎一郎

一 はじめに

二〇一六年六月二〇日にさいたま地方裁判所に提訴した安保法制違憲国賠訴訟（以下「埼玉訴訟」という）は、一審さいたま地裁（半田滋証人尋問実施）は二〇二二年三月一七日に請求棄却判決、控訴審東京高裁一九部（小西洋之証人尋問実施）は二〇二三年四月六日控訴棄却判決、二〇二四年四月二五日に最高裁第一小法廷の上告棄却、上告不受理決定により敗訴が確定した。その後、原告団と弁護団は二〇二四年六月二二日には記者会見を行い、訴訟は終結したが、違憲立法の廃棄にむけたたたかいは終わらないと訴えた。

私からは、埼玉訴訟の取り組みについて、個人的な思いも含めて報告する。

二 埼玉訴訟の法廷での取り組み

埼玉訴訟は、元々、提訴希望の原告団が形成されておらず、時間がないなか、原告団の早く提訴をという熱望を受け、東京訴訟の訴状などを参考に急ごしらえて提訴した。本件訴訟の根底には、違憲の閣議決定と違憲の安保法制の制定により、原告らにどのような権利侵害（①平和的生存権、②人格権、③憲法制定・改正権）が生じたのかという、難しい問題があったが、十分な議論ができませんのままの提訴となった。その後、裁判所の法廷での態度を見つつ、①権利侵害論を追究する方向と、②安保法制に基づく自衛隊の運用により日本国が戦争に巻き込まれる蓋然性が生じ、原告らが平穏に生きる権利への侵害が切迫していると主張・立証することを追究する方向で争うことにな

った。②の方向性は、遅ればせながら控訴審で請求原因を追加することで明確にした。

私は、主に佐々木新一弁護士と、②の方向性の追究を担当した。具体的には、二〇一七年当時の日米共同訓練等によって米朝間の軍事的緊張が著しく高まり、日本が戦争に巻き込まれ、戦争の当事者となる高度の蓋然性があり、控訴人らが抱く戦争により生命身体に深刻な被害が生じるおそれ、不安、恐怖には現実性・切迫性があり、一般国民を基準としても法的保護に値すると主張した。

三 東京高裁の判断

東京高裁は、証拠調べの結果を踏まえ、①半田証人が、安保法制は本来対立当事者ではない日本が米国と一体となって北朝鮮と戦うメッセージと

なり、二〇一六年から二〇一七年にかけてミサイ
ル発射実験を繰り返したと無関係でないと言
言したこと、②青井未帆証人が、河野統幕長が退
任後のインタビューで、当時の軍事的緊張の高ま
りにつき「重要影響事態」や「存立危機事態」を想
定したと語ったと報道されていることや、当時の
自衛隊のシミュレーションに係る文書の防衛大臣
の非開示理由を踏まえると、二〇一七年当時、「存
立危機事態」の特定の事象の想定の下に自衛隊の
シミュレーションが検討されていたと証言したこ
と、③小西証人が、防衛省や政府から提出を受け
た資料をもとに、北朝鮮は二〇一七年九月には、
日本が米国の対朝鮮侵略戦争の遂行に本格的に乗
り出してくれば、日本という島国が丸ごと海に沈
むこともあり得ると宣言するに至ったこと、二〇
一七年の都道府県担当課長会議の資料では、弾道
ミサイルを想定した避難訓練の実施、二道県で
Jアラートを発出していること等を指摘し、日米
共同訓練の実施を原因として、日本国民が北朝鮮
のミサイル攻撃等により生命等を侵害される具体
的危険が生じていたと証言したことを理由で触
れた。

これに対し、東京高裁は、本件各行為が控訴
人らの人格権を侵害したといえるか判断するにあ
たっては、本件各行為からの因果の流れの結果と
して、控訴人らを含む国民の生命身体等に対す

る切迫した危険が客観的に生じていることが特に
問われることになる判断した。しかし、東京高
裁は、加えて、本件では、我が国に対する武力攻
撃という外国などによる故意行為の介在が想定さ
れており、これがなければ前記危険も発生しない
ことになる。かかる故意行為に及ぶか否かは、最
終的には当該外国等による独立した判断に委ねら
れるのであり、その判断は、当該外国等において
…広範にわたる事情を分析、検討したうえでさ
れるから、外部から把握することは容易ではない
と特殊事情を付加した。その結果、①共同訓練
がもたらす影響等については様々な理解の仕方が
あり得るところで、外国の意図の把握が容易では
ないこと、②政府が国民の安全を確保するために
様々な施策を行う場合の政策的見地からの危険性
と不法行為法上の見地からの危険性の在り方は性
質が異なり同視できないものであること、③前記
特殊事情を加味すると、不法行為の成立を肯定し
得るだけの切迫した危険が客観的に生じていると
までは評価できず、不法行為法の枠組みから見
限り、このように判断せざるを得ないと結論付け
た。

四 東京高裁の判断と今後の取り組み

東京高裁は、外国の日本への攻撃意図というほ
ぼ立証不可能なハードルを立てた。北朝鮮を含め

た外国の意図を把握することなど、日本政府・自
衛隊の情報収集能力からしても困難であることで
あり、ましてや、特定秘密保護法などで、軍事情
報から隔絶されている原告が証拠することはほぼ
不可能である。東京高裁・最高裁は、言わば、同
種の国賠訴訟の提訴は無駄だと言ったに等しいと
受け止めている。

その後、今年六月二三日、憲法九条改憲阻止の
勉強会で、伊藤真先生から、安保訴訟がどのよう
な結果で終わっても、憲法九条を守るたたかいは
終わるわけではないと叱咤激励を受けた。

陸自、海自の靖国神社への部隊参拜、住基情報
の防衛省への提供とそれに基づく勧誘行為、特定
秘密の違法な管理、川崎重工業と海自の多額の裏
金を通じた癒着、繰り返し返されるパワハラ、セクハ
ラなど、憲法九条のタガが外れた自衛隊は暴走し
ている。自治体の防衛省への情報提供に対し、奈
良市の高校生がプライバシー侵害を理由に国と奈
良市を相手に国賠訴訟を提起したことに励まされ
た地域住民は多い。埼玉でも、可能な限り地域で
情報収集して、自衛隊の違法行為と地域住民の権
利侵害をリンクさせる新たな取り組みを見つけ、
裁判所での再戦にのぞみたいと考えている。

「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟、提訴のご報告

あいち 小林 哲也

一 はじめに

二〇二四年七月二日、津地方裁判所の民事部部総括である竹内浩史裁判官が、転勤に伴い地域手当が大きく減額されたことを受け、国を被告として、その減額分の支払い等を求める訴訟を、名古屋地方裁判所において提訴しましたので、報告します。

二 竹内浩史氏について

竹内浩史氏は、修習期は三五期、愛知県で弁護士登録し、二〇〇三年に弁護士任官されました。岡口基一氏の弾劾裁判で弁護士側証人として出廷され、二〇二四年五月には著書『裁判官の良心とは何か』を出版されました。

三 提訴まででした思い

(1) 竹内氏は、自身が大阪高裁(地域手当一六%)、名古屋高裁(同一五%)から津地裁(同六%)に転勤になり、三年で約二四〇万円もの報酬減額となったことを受け、これは、憲法八〇条二項に違反するのではないか、地域手当の地域間格差の存在とその不合理性を世に明らかにし、問題提起し是正をしたいとの強い思いを持つように至りました。

(2) また、この地域手当の格差のため、地方転

勤で減額に悩む(時には途中退官する)裁判官達が多いこと、地方転勤を避けるために最高裁への付度と裁判官の良心の葛藤に悩む裁判官も多いことを実感し、裁判官の独立・良心を守るためにも、他の裁判官がやれないなら自分がやるしかないとの気概で本訴訟の提訴を決意されました。

四 弁護士

水野幹男弁護士が弁護士団長を、北村栄弁護士が事務局長を務めています。

他にも、新海聡弁護士、中谷雄二弁護士、森山文昭弁護士、原和良弁護士、元裁判官である仲戸川隆人弁護士や、井上博夫岩手大学名誉教授(財政学、地方財政論)も参加されています。

五 地域手当について

(1) 地域手当は、地域の物価等の差の補填が目的の手当です。特徴的なのは、通勤手当や住居手当のような定額支給ではなく、基本給(賞与も含む)の何%と割合的に決められている点です。

(2) 地域間格差とその不合理性

地域手当は、一級地(東京三区)は二〇%、一番低い七級地の三%まで七段階に分けられ大きな開きがあります。また、全国の約七六・五%もの地域では、そもそも地域手当がつきません。

ちなみに、最大格差は年収七〇〇万円の人だと



一四〇万円も違うため非常に大きな影響があります。

しかし、都市部と地方で実際にそれほど物の価の差があるか疑問ですし、住居費は住居手当で考慮されているため、住居費の違いは地域手当の格差の理由にはなりません。

さらに、財務省の税務大学校がある和光市は二級地(一六%)とされるなど、中央官庁の出先機関がある都市が高率となっており、設定自体の合理性に大きな疑問があります。

六 提訴当日の様子

(1) 提訴行動には、雨の中、支援者など三〇名近くが集まり、各自治体の地域手当割合が書かれたプラカードをもって行進しました。

(2) 名古屋の記者会見場には多数のメディア関

係者と支援者が集まり、満員となりました。

別途東京の記者会見場ともオンラインでつながり、岡口基二元裁判官も参加されました。

NHKなど二〇を超えるメディアにニュースが掲載され、想像以上の注目を集めています。

七 支援と拡散

—クラウドファンディングについて

CALL4(日本初の社会課題の解決を目指す訴訟(公共訴訟))の支援に特化したウェブプラットフォーム(クラウドファンディング)を利用して、本訴訟の意義と概要を紹介し、裁判資金を集めると共に、本訴の内容や意義を広く伝えていきたいと思っています。

「CALL4」と「地域手当」などで検索いただければ本訴訟のケースページにアクセスでき、支援(寄付)が可能ですので、ご支援のほどよろしくお願いします。 <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=000136>

八 本訴訟が持つ大きな意義

本訴訟は、まさに「裁判官の良心」を持った真摯な裁判官による「司法(裁判官)の独立」を求める闘いです。憲法八〇条二項違反を勝ち取ることももちろん重要ですが、その背後にある、地域手当の格差を利用しヒラメ(付度する)裁判官を増殖させようとする最高裁と時の権力に敢然と立ち向か

い、「裁判官の良心」を取り戻す闘いでもあります。

九 弁護士・ML加入のススメ

弁護士(研究者含む)・MLへの加入、絶賛募集中です。

さすがもともと青法協弁護士として大活躍されていた竹内氏だけあって、今回の竹内氏の勇気ある行動に、多くの達人級の先生方が結集されています。提訴記者会見の際も、記者の方から、弁護団の顔触れを見て「まるでオールスターだ」という驚きの声がありました。

筆者個人、この達人級の先生方の、提訴準備や提訴当日の動きを間近で見、その手際の良さや阿吽の呼吸でのやりとりに、圧倒されています。

弁護士加入には様々な理由・メリットがあると思いますが、自分自身の成長というものが非常に大きいと思います。正直、筆者個人は、まだ具体的に何か学んだというわけではないですが、達人級の先生方と二緒の空気を吸うことで何かみなぎるものを感じます(うまく表現できませんが……)。

実働はできないが何かの時に力になれるかもしれない方でも、また、MLに入ってこの貴重な裁判の情報を得たいという方も大歓迎です(筆者までメールください。atty.kobayashitetsuya@gmail.com)。

学術会議会員の任命拒否理由の 情報公開を求める訴訟について

東京
辻田
航

日本学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める訴訟を提起しましたので、弁護団の一員としてご報告します。

1 総理大臣による任命拒否

始まりは、二〇二〇年一月一日、菅義偉首相（当時）が、日本学術会議が推薦した会員候補者一〇五名のうち六名の研究者の任命を、史上初めて拒否したことでした。

国会で追及が行われましたが、菅首相は撤回に応じず、任命拒否の理由すら説明しようとしませんでした。二〇二二年一月に岸田文雄首相へ交代後も、撤回や説明を拒み続けています。

2 法律家と任命拒否された 六名による情報公開請求

任命拒否についての政府の説明責任を追及するため、二〇二二年四月二六日、一六二名の法律家（多数の青法協会会員に加わっていただきました。）が内閣官房と内閣府に対して、情報公開法に基づき、任命拒否の理由や決定過程がわかる行政文書等の情報公開請求を行いました。ほぼ同時に、任命拒否された六名も、行政機関個人情報保護法（当時）に基づき、自己情報の開示請求を行いました。

二〇二二年六月までに、これらの請求に対する結果は出揃いました。

内閣官房は、全ての文書について「不存在」という理由で不開示としました。

内閣府は、情報公開請求に対しては、一部文書を黒塗りだけの形で開示したものの、任命拒否の理由がわかる文書は「不存在」という理由で不開示としました。六名による開示請求に対しては、文書の有無も明らかにしない「存否応答拒否」との理由で不開示としました。

3 審査請求

これらの不開示処分は明らかに不当でしたので、二〇二二年八月二〇日、法律家と任命拒否された六名は、行政不服審査法に基づく審査請求を行いました。

二〇二三年八月四日、総務省の情報公開・個人情報保護審査会から答申が出され、そのすぐ後に内閣総理大臣からほぼ同内容の裁決が出されました。

答申・裁決では、内閣府について、情報公開請求では多くの黒塗り部分が開示されることとなり、自己情報開示請求では「存否応答拒否」による不開示は取り消されました。

しかし、文書「不存在」を理由とする不開示処分については、国側の主張を認めてしまいました。ただし答申には、「付言」において、任命拒否という重大な決定について行政文書を作成・保存していない政府の対応は、公文書管理法などに照らして「妥当性を問われる」と厳しい指摘もありました。

このように、審査請求を経てもなお、任命拒否の理由がわかる文書は開示されませんでした。

4 行政訴訟の提起

史上初の任命拒否という重大な判断の理由について、政府に文書が全く存在しないとは到底考えられず、また、黒塗りにも正当な理由はありません。

そこで、二〇二四年二月二〇日、法律家一六六

名と任命拒否された六名は、不開示処分の取消と国家賠償を求める行政訴訟を、東京地裁に提起しました。訴訟は民事三八部に係属し、現在までに二回の弁論が開かれています。

今後、文書が本当に不存在かどうかや、黒塗り部分の不開示理由の適法性が、争点となっていく見込みです。

5 訴訟の意義とご支援のお願い

任命拒否は、科学に対する政治権力の介入として、学術界を震撼させるものでした。また、政府与党は現在、学術会議を法人化することで、さらに独立性を脅かそうとしています。

原告及び弁護士は、本件訴訟を通じて任命拒否の真相が明らかになることにより、日本の学術における政治からの自律性・独立性が確保され、民主主義の原則を取り戻すとともに、六名の方々の名誉を回復したいと考えています。

本年八月からは「CALL4」でクラウドファンディングも始まる予定です。訴訟の情報や資料も随時載せていきますので、是非ともご支援をお願いいたします。

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会〔編〕

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
http://www.nippyo.co.jp/

司法修習生フォーラム(旧七月集会)の ご案内とご支援のお願い

第七七期司法修習生フォーラム実行委員会共同代表

1 はじめに

青年法律家協会の先生方には、日頃より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。この度は、先生方に今年の司法修習生フォーラムのご案内とご支援のお願いをさせていただきたく、僭越ながらこの場をお借りした次第でございます。

2 フォーラムの目的

司法修習生フォーラムは、司法修習生有志が主催する社会問題・人権問題をテーマにしたシンポジウムです。その歴史は古く、前身である七月集会・一月集会等も含めると、三〇年以上もの間、活動を続けて参りました。これらの歴史も踏まえ、私たち司法修習生フォーラムは、例年通り社

会問題・人権問題について学び、多くの方々と共に歩いていきたいと思っております。

今年のフォーラムのスローガンは、『「当たり前」を、疑う。』です。

コロナ禍も一応収束したようにみえる現在、一見すると私たちには「日常」が戻ってきたようにも思えます。しかし、コロナ禍を経た結果、それ以前の状態に戻ったわけではなく、確実に変化した部分があるはずで、コロナ禍真只中の時期、私たちが生きる生活や環境が決して所与のものではなく、様々な要因が複雑に絡み合っただけで規定され、その状況は常に変化しているのだということをもつて実感することになりました。

私たちはまず、社会で起こっている様々な問題を、知る必要があると考えています。それは、知

ることによって、「当たり前」と思っていることと現実とが、実は当然の前提とはいえないのではないかという「疑い」、あらゆる想像力を働かせて問題の核心について考え始めるきっかけとなるからです。

そして、そこから生じた私たちの多くの疑問や意見を、フォーラムに向けた過程で、あるいはフォーラム当日に、修習生同士や来場して下さった皆様と共有することで、一人一人の方に、それぞれの問題を多角的な視点から捉え、未来のあるべき社会の姿や自分自身ができることを考える出発点としていただきたいと思います。

「当たり前」を、疑う。この言葉には、七七期司法修習生フォーラムの実行委員会メンバーのこうした決意と願いが込められています。



3 全体会・分科会について

(1) 全体会・分科会の内容

本年度は、全部で以下の一〇のテーマを取り扱います。

①離婚後共同親権の問題点と法案成立の背景(仮題)、②平和的生存権の希求、③教員・医療従事者の労働環境、④原発の諸問題、⑤犯罪者の社会復帰支援、⑥トランスジェンダーとフェミニズム、⑦トー横・グリ下問題に見る子どもたちの人権と未来、⑧差別と特権性、⑨同性婚訴訟の現状・課題、⑩旧優生保護法から考える優生思想と差別について、です。

修習生各々により取り組みたい課題についてプレゼンがなされ、最終的に二三個もの興味深いテーマが集まりましたが、実行委員全員の投票により時間等の制約上一〇個に絞られました。

②から⑨までについては、各実行委員が興味のある分野から二つ選んで参加しており、フォーラムの一日目でそれぞれ分科会を開催します。一方で、①については、フォーラムの二日目に全体会という名前で開催され、実行委員会の修習生全員が取り組むこととなります。

(2) 全体会のご紹介

前記の通り、全体会では、「離婚後共同親権の問題点と法案成立の背景(仮題)」を取り扱います。実務家から多くの問題点が指摘されていたにもかかわらず本法案が成立してしまったため、実行委員会内でもホットな法的問題として多くの関心が寄せられました。

具体的には、法改正における議論や、今後制度運用上で生じうる問題点、今後とるべき方向性等を、子どもの利益の視点や、国家による家族の在

り方に関する自己決定権への不当な介入といった視点、比較法的観点等から議論をしていきたいと考えています。そしてフォーラム当日は、前半で本テーマに精通していらっしゃる先生方にご講演していただき、後半でディスカッションや質疑応答をする予定です。

4 ご支援のお願い

本年度は、昨年度に引き続き、利便性を考

第77期司法修習生フォーラム

主催：第77期司法修習生フォーラム実行委員会

開催日時：2024年10月13日(日)、14日(月)

開催場所：京都教育文化センター

開催態様：現地開催、オンライン(Zoom)併用

企画内容：①離婚後共同親権の問題点と法案成立の背景(仮題)、②平和的生存権の希求、③教員・医療従事者の労働環境、④原発の諸問題、⑤犯罪者の社会復帰支援、⑥トランスジェンダーとフェミニズム、⑦トー横・グリ下問題に見る子供たちの人権と未来、⑧差別と特権性、⑨同性婚訴訟の現状・課題、⑩旧優生保護法から考える優生思想と差別について



ホームページ：<https://77th-shushu.studio.site>

X(旧Twitter)：SF77th

カンパのお振込先

口座名義：司法修習生フォーラム

(シホウシュウシュウセイフォーラム)

金融機関：みずほ銀行 店番号：036

支店名：四谷支店 預金種目：普通預金

口座番号：3082947

お手数をおかけして恐縮ですが、領収書の発行のため、お振込みいただく際には、登録番号とお名前を記載していただけますと幸いです。

【問い合わせ先】

第77期司法修習生フォーラム実行委員会共同代表

E-mail：77thshousyusyuseiforum@gmail.com

慮して現地とオンラインの併用開催をいたします。また、本年度から新たに、フォーラムにバリアフリーの視点を取り入れ、同時手話通訳や点字、会場内の円滑な動線等、様々な案を現在構想しているところです。そして、今年は実行委員が五二名と昨年度の倍程度の人数となり、対面での会議も増え、それ自体は喜ばしいことなのですが、一方で交通費等の経費が高むこととなりました。そのため、昨年度よりも予算額が大幅に上がっております。

しかし、司法修習生の給付金の額ではこれらの費用を賄うことができず、先生方からのお力添えが必要な状況です。

誠に恐縮ではございますが、司法修習生フォーラムの意義にご理解ご賛同をいただいた方には、前記の口座にご支援をいただければ幸いです。既にご支援を賜りました先生方におかれましては、重ねてこのようなお願いをする無礼をどうかご容赦ください。

ご不明な点がございましたら、前記お問い合わせ先までご連絡いただければ幸いです。

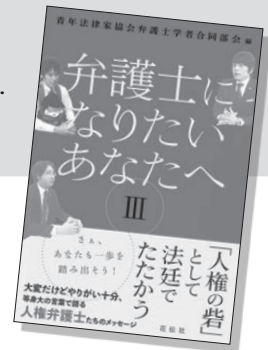
実行委員一同、フォーラム当日に向けて議論を重ね、一人でも多くの方にご参加していただくために趣向を凝らしております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士になりたいあなたへ Ⅲ

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

「人権の砦」として法廷でたたかう

大変だけどやりがい十分、
等身大の言葉で語る人権弁護士たちのメッセージ



※注文は事務局まで

頒価:1320円 送料別 / 四六版並製 272頁

修習生、法科大学院生、学生への青法協の紹介に、 新リーフレットをご活用ください



修習生委員会で、青法協の魅力や意義を広く伝えたいと、リーフレットを作成し、配付しています。

今回のリーフレットの特徴は、法科大学院生部会、修習生部会の紹介とメッセージが掲載されていること、「事務所訪問・ブレ研修(町弁インターン)」やフィールドワークの案内がされていることです。

法科大学院生、学生、修習生や新人弁護士等が参加される学習会・行事等がありましたら、随時リーフレットの配布をお願いしたいと考えております。機会がありましたら、必要部数や送り先等を事務局宛にご連絡ください。機関紙の見本の送付も、対応いたします。

【内容】

会員弁護士・研究者からのメッセージ
会員がかかわる弁護団の紹介
青法協のかんたんな紹介
議長からのメッセージ



シリーズ

憲法と私 19

憲法一九条と私

東京 今田 史明

2

そして、裁判闘争に発展していったこの問題は、一九条の思想良心の自由を大きな争点として争われていきます。

賛歌を歌い、シンボルに敬意を示す行為をなぜ強制することができるのか、憲法一九条は踏み絵に見られるように、思想・信条の弾圧によって人権が大きく侵害されてきた歴史を現した条文であったはずだ。

「本件各職務命令は、特定の思想を持つことを強制したり、これに反対する思想を持つことを禁止したりするものではなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものということもできない。」とし、卒業式における起立斉唱行為について「一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、かつ、そのような所作として外部からも認識されるものというべきである。」とした最高裁の多数意見は未だに理解できません。

「一般的客観的に見て」、すなわち、多数の者の認識が宗教性を意識していないから、賛歌を歌い、シンボルに礼拝する宗教行為そのものを特定の思想の告白にならないという発想が裁判所にはあったといえます。

多数の人にとつての日常や慣習になることを目的とする宗教と相いれない発想である上に、多数

1

はじめまして、七六期、日野市民法律事務所は今田史明と申します。

さて、私と縁がある憲法の条文としては、一九条になるのでしょうか。

私が、小学生のころに、我が国では、国旗国歌法が制定され国旗を「日の丸」、国歌を「君が代」と定めました。

これに伴い音楽の授業に「君が代」が使われるようになりました。そして、私が歌うことを拒んだことによって、担任の教員と個別の面談があり、「なぜ歌えないのか」と詰問される事態になってしまいました。

この頃の私が、今の様に、人は人より偉くはならないのであるから、人の上に神や王という存在を造ることは許されず、あまつさえ現人神の賛歌

を歌うことはできないという信念を持っていたわけではありません。この頃の私にとっては、革新系の両親の影響から何となく「日の丸君が代」というものの良い印象を持っていなかったという認識にすぎなかったように思います。

そのため、この問題はどちらかといえば、私自身の問題というよりは二〇年以上続く母の裁判闘争としての問題という認識が私の中にはあります。

当時、都立高校の教員であった母が、起立斉唱しなかったことにより、処分を受けたという報告を聞き、困惑しました。なぜ起立斉唱をしないことで処分をされるのか理解できませんでした。

者であつても侵せない人権があるという憲法の精神も忘れ去ってしまったのでしょうか。

アメリカで大統領が就任後、聖書に手を当てる演説をします。この行為に宗教性がないと思う人はいないでしょう。なぜ、我が国では宗教性を忘却してしまうのでしょうか。

国際的な儀礼で国として大事なものだという人もいます。大切なシンボルで儀式だというならそのシンボルの意味も、歌の意味も、よく考えて行動すべきでしょう。

なぜ多くの人から透けて見える実質的な理由である国が決めたからという以上の理由は出てこないのでしょうか。

3 人権を侵害する側が多数派である場合、「みんながやっている」「当たり前」「普通のこと」という言葉が必ず踊ります。

人類の歴史において、かつて、人が平等でないことも、性差によつて差別があることも「みんながやっている」「当たり前」「普通のこと」でした。この「みんながやっている」「当たり前」「普通のこと」がどれだけ人を傷つけるのか私たちは考えていかなければなりません。

そして、私は、漫然と考えず知らずにいたが故に人権を踏みにじつてきた歴史も、そうして自分

自身が何かを踏みにじつていくことが許せないのです。

あと少し考えていられたならと後悔しないために弁護士になり、あと少し考えなければならぬと弁護士として走り続けて行けたなと思つていきます。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

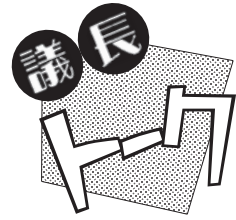
●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）



「第1回学生 セミナーの大成功」

三期目の議長に突入してしまいました。あと二年、「青法協と私」の随筆にお付き合いください(笑)。

さてこの間、私は五三期修習生部会での活動の思い出をいくつか書いてきましたが、次は弁護士になってからのことを書いていこうかと思っています。

二〇〇〇年一〇月に弁護士登録をし、弁学会の会員になって、私は修習生委員会の活動に加わりました。修習生時代、修習生委員の先生方には散々お世話になりましたし、何より修習生の活動に関わるのは実体験からの有意義なアドバイスもできて楽しい。

私が登録した当時にすぐ関わったのは、五五期、五六期といった修習生たちでした。この二つの期の青法協会員の修習生は、私たち

五三期に比べれば比較的人数がそろっていたと思いますが、それでも修習生全体からみればあまりに少ない。人権を考える仲間がこのような数で良いのか。もっと多くの青法協の後輩たちに参加してもらうためにはどうしたらいいか。

私が考えたのは学生運動の強化でした。学生層の後輩層の拡充は、法律家の後輩層の拡充につながるはずです。私も「尾林チルドレン」のくだりで申し上げたように学生のうちから育ててもらいましたから、私も学生たちと関わっていききたいと思いました。

そこで学生たちとの関わりでもいろいろ取り組みましたが、その一つとして、二〇〇三年九月に第一回を開いた「学生セミナー」を実現しました。参加者を大学生に限定し、八王子市にあった「セミナーハウス」に宿泊して、初日に学習イベントを行い、夜は交流、二日目は横田基地の現地見学ツアーを開催しました。

様々に声をかけて、二〇名ほどの大学生に集まってもらい、盛会とすることができました。初日の学習会は、同じ事務所の先輩の故・坂本修弁護士に講師を依頼しました。「労働事件の現場でたたかう」といったテーマ

であったかと思えます。この企画の成功は、坂本弁護士の話が素晴らしかったこと、坂本弁護士が宿泊して付き合ってくれ、夜通し学生たちと交流してくれたことに一因がありました。

この学生セミナーの参加者から後に六〇期代の会員弁護士が生まれましたし、このとき中央大学の学生として参加していた池内沙織さんが、のちに衆議院議員になったときは、本当に驚きましたし、とても大きな貢献ができたように思って嬉しくなりました。

第一回が大成功になったので、この活動は青法協の活動として定着しました。夏休みの大学生に比較的時間がある時期に学生セミナーを行って行く活動は、いまま修習生委員会が担当する大事な行事の一つです。今年、沖縄調査をもってこの企画にかえませんが、引き続き、大事にしていきたい活動ですね。

現在は、街弁インターンの活動など司法試験受験生の活動も夏休みにシフトしているのでも、修習生委員会の負担はより大きくなってきています。みんなの力で運動をより立てたんです。

(青法協弁学会同部会議長 笹山尚人)

埼玉で会いましょう！

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第二回常任委員会（秋の全国ミーティング・埼玉）を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記



□日 時 二〇二四年九月六日（金）二時～七日（土）二時四十分（予定）

□場 所 さいたま市内＋Zoom

□特別講演 第一八回人権研究交流集会全体会プレ企画 講演・ワークショップ

「国連の平和権宣言と日本の平和的生存権（仮）」 講師：笹本潤会員

□地元企画 「外国人問題」埼玉での取り組み 講師：鈴木満会員／「学童保育の民間委託を

めぐる問題点」春日部学童の住民訴訟と労使紛争を題材に 講師：小内克浩会員

□若手弁護士実務講座 「貧困問題と弁護士の取り組み

「リーマンショック・東日本大震災・コロナ禍での活動を通じて」 講師：猪股正会員

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

- *第2回(秋)
9月6日(金)～7日(土) 埼玉
- *第3回(冬)
11月24日(日) 東京
- *第4回(春)
2025年
3月14日(金)～15日(土) 山梨

【第56回定時総会】

2025年
6月28日(土)～29日(日) 神奈川

【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日) 東京

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

9月18日(水)17時～

編集後記

▼ここ数日のモノスゴイ猛暑や豪雨・雷雨。あまりの異常気象が続くと、人類は滅亡に近付いているのかという不安

もよぎる。いやいや、実は氷河期になるうとしていたという説もあるが、氷河期になるから過ごしやすくなるということではないだろう。▼昔むかし、「ミステリーゾーン」という人気テレビドラマがあった。エピソードの二つに、地球が太陽に近付いており、いろんなものが溶け出し、人類は滅亡するという状況が描かれたものがあつた。オチは逆方向の悲劇でしめくくられるのだが、それはさておき、こうなると人類の悲劇としかいえないようがない。今の状況、それよりはマシだろうとは思いますが、進歩を遂げた人類の叡智でなんとかならないのかと思うのだが、最近の「平和」の問題を見ても、あまり進歩してないなど嘆息が出る。人類は「悔い改めよ」というしかない。これも、古代から言われてきた言葉ではあるのだが。

(高野真人)